

原産地に関する情報の提供の充実（努力義務）

「山梨県食の安全・安心推進条例（仮称）」素案（抜粋）

（原産地に関する情報の提供の充実）

- 第21条 事業者は、食品の原産地に関する情報が消費者に対して十分に提供されることが食品の信頼性を高め、かつ、消費者の適切な判断に基づく食品の選択に資するものであることに鑑み、国内で生産された畜産物（食用に供されるものに限る。）又は加工食品（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の3第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において原材料の原産地を表示すべきこととされている加工食品をいう。）を県内で消費者に販売するときは、別に知事が定めるところにより、当該畜産物の原産地又は当該加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供の充実に努めるものとする。
- 2 前項の規定は、事業者が自ら生産し、製造し、又は加工した食品を、当該食品を生産し、製造し、若しくは加工した施設又は場所において直接に消費者に対して販売する場合には、適用しない。

1. 趣旨

JAS法の基準では、農産物については都道府県名、水産物については水域名等による原産地表示が求められているが、畜産物の原産地表示及び加工食品の原料原産地表示については、国産である旨の表示をすれば良いこととされている。

一方、都道府県名等のより具体的な原産地情報が提供されることは、消費者が適切な判断に基づいて食品を選択することに資するものであり、食品の信頼性をより一層高めるものである。

近年、食品の安全性を脅かしその信頼性を揺るがす事態が相次いで発生していることを背景として、食品に対する消費者の情報ニーズは今まで以上に高まっている。

このような趣旨から、事業者が、別に知事が定める基準により、都道府県名等のより具体的な原産地情報について、表示その他の方法による情報提供の充実に努めるべきことを規定したものである。

なお、本県産の食品について、本県産である旨の情報が提供されることは、地産地消の推進にも資するものである。

2. 知事が定める基準（案）

生鮮食品

区分	原産地表示	JAS	条例
畜産物	国産である旨	●	○
	主たる飼養地が属する都道府県名	◎	★
	市町村名	◎	☆
	その他一般に知られている地名	◎	☆

加工食品（JAS基準で原料原産地表示が義務づけられている加工食品に限る）

区分	原料原産地表示	JAS	条例
農産物	国産である旨	●	○
	都道府県名	◎	★
	その他一般に知られている地名	◎	☆
畜産物	国産である旨	●	○
	主たる飼養地が属する都道府県名	◎	★
	その他一般に知られている地名	◎	☆
水産物	国産である旨	●	○
	生産（採取及び採捕を含む。）した水域の名称	◎	★
	水揚げした港名	◎	☆
	水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県名	◎	☆
	その他一般に知られている地名	◎	☆

●＝原則表示 ◎＝●に代えて表示可 ★＝表示その他の方法により情報提供に努める
☆＝★の情報提供に代えることができる

○＝★又は☆による情報提供ができない特段の事情がある場合

※JAS基準で原料原産地表示が義務づけられている加工食品

加工食品品質表示基準別表2に掲げる22品目の加工食品

農産物漬物、野菜冷凍食品、かつお削り節、うなぎ加工品

3. 適用除外

観光農園や工場併設の直売所など、食品を生産し、製造し、又は加工した施設又は場所において、当該食品を直接に消費者に対して販売する場合は、JAS法の基準で、原産地表示を義務づけていないため、上記基準についても適用しない。

加工食品品質表示基準（抜粋）

（加工食品の義務表示事項）

第3条

5 別表2に掲げる加工食品（輸入品を除く。以下「対象加工食品」という。）にあつては、製造業者等がその容器又は包装に表示すべき事項は、第1項各号に掲げるもののほか、原料原産地名とする。

別表2（第3条関係）

- 1 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- 2 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物品質表示基準（平成12年12月28日農林水産省告示第1747号）第2条に規定する農産物漬物を除く。）
- 3 ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 4 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- 5 緑茶及び緑茶飲料
- 6 もち
- 7 いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- 8 黒糖及び黒糖加工品
- 9 こんにゃく
- 10 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 11 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 12 表面をあぶった食肉
- 13 フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 14 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- 15 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- 16 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- 17 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 18 こんぶ巻
- 19 ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- 20 表面をあぶった魚介類
- 21 フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- 22 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）